2020 (令和2) 年12月25日 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-4-1 関内 ST ビル10 階 電 話 045-664-7818 FAX 045-664-7822 かながわ市民オンブズマン 代表幹事 大川 降 司

同 佐藤 満喜子

同 保坂 令子

同 綾部祥一郎

住民監查請求書

第1 請求の要旨

1 請求する措置の内容

神奈川県知事に対し、「県有普通財産(常盤台公舎跡地)を競争入札によらず随意契約により違法に、かつ不当に低廉な価格によって売却したために県が蒙った金6,500万円余の損害の補填を、有限会社成光舎および株式会社SJに対し請求せよ」と勧告することを求める。

2 請求の理由

(1) 事案の概要

ア 本件は地方自治法(234条2項)の定めにより競争入札の手続により売却すべき 県有普通財産(常盤台公舎跡地)を、恣意的に随意契約によって売却した事案である。

イ その手法は、

- ①買主が隣地所有者であること、及び保育所および学生寮の開設のための用地取得であることを大義名分として推移契約方式を採用する。
- ②売買価格は当初の入札予定価格を上回るべきところ、不当な「再鑑定」により大幅 に引き下げる。
- ③随意契約を正当化するため用途の制限条項、転売禁止条項を含む土地売買契約を締結する。
- ④契約締結後ただちに転売の事実が発覚するが、県は解除権を行使することなく、逆に買主側の求めに応じて用途制限条項、転売禁止条項の方を削除することに同意する。 ——という2年にわたるプロセスを経由している。
- ウ そして、①②の段階では県側も(有)成光舎に対して抵抗を示していたものの、(有) 成光舎代表者による「納得がいかなければ、知事・副知事にも官房長官にも行きます から」という恫喝が効を奏し、③目立ち易い契約締結の段階までは外形を整えつつ、 ④契約締結後の変更合意により、(有)成光舎に転売利益の実現をさせたものである。
- エ (有)成光舎が県に対し、常盤台公舎跡地の買受けを申出た (2013年6月4日) 時から、売買契約の締結 (2014年12月10日) を経て、用途制限条項・転売禁止条項の削除が実現した (2015年6月4日) 時までの間を含む約8年間 (2011~2019) にわたって、神奈川県知事特別秘書をつとめた千田勝一郎は、菅義偉衆議院議員(当時は内閣官房長官)の公設第一秘書 (2008~2011)をつとめた側近であり、(株)成光舎およびその代表者河本善鎬は菅議員の有力な後援者である。

オ このような人脈を背景に(有)成光舎の代表者が「納得がいかなければ、知事・副知 事にも官房長官にも行きますから」と発言すれば、その言葉はただの脅しで済む訳が ない。

ちにみに、県有地売却事務の専決権者は、総務局財産経営部長であるが、本件の処理については、黒川雅夫筆頭副知事(2010~2017.4)にまで報告が上がっている。

カ 本件普通財産の払下に関し、随意契約が許されるのは「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある時」(地方自治法施行令167条の2、第1項7号)しか事実上ありえないので、当初価格の水準(454,086,908円)を大幅に下回る価格(388,564,000円)による随意契約などはありえないことである。

そして、随意契約締結の大義名分とされた用途制限や転売禁止条項の不履行に対しては約定の解除権を行使した上で、地方自治法上の原則に還って、あらためて競争入札を実施すべきであった。

本件は、これらの財務会計上の原則が政治的配慮によって踏みにじられた県政上ま ことに憂慮すべきスキャンダルである。

以下においては、前述の①②③④の各段階に即して事実経過を整理する。

(2) 県当局が随意契約方式を容認するまでの経過

ア 売却対象地(横浜市保土ケ谷区常磐台195-1ほか2筆、地積3007.77㎡、 以下「本件土地」という)は、もと神奈川県警察職員用後者の敷地として利用されて いたものであるが、2008(平成20)年度に建物は除却され、2011(平成2

- 3)年度までに境界画定地積更正登記を終り、2013(平成25)年度には、一札競争入札によって売却する予定が立てられていた。(**甲2**)
- イ 同年度の具体的な予定としては、6月28日に入札予告、9月17日には入札公告をし、10月18日に入札を実施するというスケジュールがたてられており、その入札予定価格を設定する前提となる不動産鑑定評価の依頼((株)アーバン企画開発あて)も5月24日には済んでいた。
- ウ ところが(有)成光舎(横浜市中区住吉町1-1、代表取締役河本善鎬。以下「成光舎」という)から本件土地を取得したいとの申入れがあり、6月4日から県財産経営課長との話合いが開始された。この日の成光舎側からの要望の趣旨は、

「学生寮と保育所を併設した施設整備のため、県有地を取得したい。」

「保土ケ谷区長の副申をもらう予定である」というものであり、

財産経営課長側の回答の趣旨は、

「副申は、横浜市長のものを用意してもらいたい。」

「入札による売却を予定しているので、6月20日までに用意いただきたい。」という ものであった。(**甲1**)

エ 横浜市長からの副申書は8月29日付で提出されたが、この間財産経営課長らは、 横浜市こども青少年局保育所整備課との間で7月8日以降「連絡調整」を行なってい る。

横浜市側からは「成光舎から、県有地は同社所有の土地を使わないと接道要件を満たさないため、県は売却できずに困っている。横浜市からの副申書は県有地の活用法

として必要なものとなっている」旨の説明があり、県側からは「それは違う。県有地は敷地東側で接道しており、単独の利活用ができないわけではない」と説明した。そして、本題に入り市側に対して、随意契約をするには

- 「①この土地で保育所の整備が望ましいこと、
- ②譲渡先を成光舎とすること、
- の2点を市長名で貰う必要がある」と説明した。

これに対し、市側からは

「この地域では、保育所は、横浜国大内で新設し、今後近隣の追加施設もあって、当面の保育所のニーズは充足されるが、数年先の平成27年度以降などは保育所のニーズはあると整理はでき、①を説明することはできる。ただし、②について、成光舎は、土地所有者ではあるが保育所は直接経営せず、保育所運営は他事業者に委ねるようなので、流動的要素が多く、説明しにくい」と回答している。(甲3)

オ この日 (7月8日) の結論は、

「県としては、横浜市から先程説明した2つの条件を満たす副申書が市長名で提出されれば、成光舎に随意契約することは可能である。<u>副知事もそういった説明はしているのでそのことは再度説明させていただく。</u>

ただし、県では、県有地の単独利用も可能であるため、隣接地権者とはいえ成光舎に随意契約する理由を見出すことはできない。成光舎に随意契約する場合は、横浜市からの副申書が根拠となるので、そのことを認識の上、検討をお願いしたい」と述べ、市側が「了解した」というものであった。ここに「副知事もそういった説明をしている」というのは黒川筆頭副知事が成光舎に対して説明しているという趣旨であり、同社の申入れ直後から本案件が副知事レベルに上っていることを示すものである。(**甲3**)

カ その後8月29日付で横浜市長から神奈川県知事あてに「保育所整備のための県有 地の活用について(依頼)|と題する文書(いわゆる「副申書」)が提出された。

その依頼内容は、「(保育所)整備にあたっては、本件の県有地及び近接する民有地を含め適地として確保することが望ましく、近接する民有地を所有する法人(有限会社成光舎)が県有地を含め、保育所整備のために活用するのであれば、市民にとって有益になると考えられます。

つきましては、本市としても前期の施策・地域ニーズなどを鑑みて、貴県所有の元 常盤台公舎跡地の利用に係る特段のご配慮を申上げます。」というものであった。(**甲** 4 別紙)

* この副申書を受けて財産経営部は9月4日随意契約による成光舎への譲渡方針を 固めた。

これより先8月13日付で不動産鑑定者(株)アーバン企画開発から本件土地の正常価格を456,964,181円とする鑑定書が提出されていたが、財産経営部としては成光舎への譲渡予定額(限定価格)は、「2方面に接道することになるため、上記額より高額となる予定」であること。従って、成光舎が譲渡予定額を承諾しない場合は翌2014年度の一般競争入札を予定することを確認した。(甲4)

ク この方針に基づき財産経営課長が9月13日成光舎に対し

「横浜市から副申書が提出されたことを受け、今後の対応に関して副知事まで確認を 行った。原則は一般競争入札であるが、本件は、貴社への譲渡を想定し、今後の調整 をすすめることとしたい」と告げ、あわせて譲渡価格については、民間取引のように 交渉はできず、不動産鑑定評価に基づいて決めること、利用用途については10年間 は保育所とすること、「転売等の取扱いは県の定めによる」ことを告げた。

その際、成光舎からは「自分でも鑑定を依頼している。その鑑定を参考にしてもらえないか。」との発言があった。また「利用用途(保育園)はよいが、契約者を成光舎ではなく、(株)SJにしてもらえないか」との打診があったが、財産経営課は「貴社に随意契約で譲渡できるのは、横浜市の副申と、隣接地権者だからである」と拒否している。(甲5)

ケ 財産経営化は本件土地に関する「物件説明書」(**甲10**)を作成し、10月3日成光 舎にこれを交付した。

その際財産経営課側は、「随意契約の根拠は、横浜市の副申書(保育所)に加え、隣接地権者による高度利用ということになるため、県の不動産鑑定は限定価格となり、一般売却時よりも価格が高くなることが想定されるので、御承知願いたい。」とクギを刺している。(甲9)

その後成光舎は10月11日付で県に対し「普通財産譲渡要望書を提出した。その中で、成光舎は本件土地の使用目的は「保育所及び学生寮(現在検討中の計画は別添のとおり)」とし、譲渡希望価格は「指定のとおり」、土地取引後の利用用途及び転売等の取扱は、「県の定めによることを承諾する」と明記していた。(**甲11**)

コ 以上の経過にもとづき、財産経営部長は、2013年10月18日付で本件土地を 随意契約により成光舎に売却する方針を決裁した。

なお、7月8日には成光舎が保育所の運営主体となることについて難色を示していた横浜市側が、8月29日に至って市長名の副申書を県知事あてに提出するに至ったのか、という肝心な点は解明されていない。

(3) 県が譲渡代金について当初の方針を変更し、大幅減額を容認するまでの経過

ア 財産経営課は、不動産鑑定業者 ((株)アーバン企画開発) に対し、10月24日付で本件土地を成光舎に譲渡することを前提とする限定価格(価格時点は11月1日)の鑑定評価を依頼し、11月29日付でその鑑定評価書を得た。

その鑑定評価額は金457,085,787円であった。(**甲12 別紙1**)

イ 財産経営課は12月9日成光舎に対し、

「単価は約152千円/㎡で、評価額(限定価格)は約457百万円である」旨を伝えた。

これに対し、成光舎側は自社の見積りでは

「3億円台の半ばくらいである」と主張しつつも、県側の示した数字について「関係者と相談」すると言って帰った。(**甲12**)

ウ これより先に12月4日までに、財産経営課は、総務局長及び黒川副知事に対し、 上記鑑定評価額の妥当性に関し、説明を行なっている。すなわち、

「県が依頼した不動産鑑定士は、本物件を入札した場合はマンション業者の落札を想 定しており『上記金額であれば必ず制約する』との判断である」こと、

「限定価格による増分価格も、3百万円弱であり、今回の限定価格が高額なものとはいえない。(逆にこの程度の増分価値はなければ、随契理由がたちにくい)」ということが、その内容であった。(**甲12 別紙2**)

エ 年が変って2016年1月21日成光舎側は3人連れで、財産経営課を訪れ、「県の不動産鑑定評価は高過ぎ、事業の採算が合わない」と主張した。

主張の根拠は主として、「土地の利活用の用途が横浜市からの依頼で保育園等とな

っているのだから、土地の評価はその用途に沿って評価されるべきである。」というも のであった。

これに対し財産経営課は、「県は一般競争入札(正常価格)の売却が原則である」こと、および評価にあたっては、最有効利用を前提とし、「土地の用途を限定するものではない」ことを説明した。

これに対し、成光舎側は「県の対応によっては、知事・副知事・竹内県議・菅官房 長官へ話しに行く・」と恫喝したのであった。(**甲14**)

ちなみに「竹内県議」とは、竹内英明議員(総務局に対応する総務政策常任委員会 所属)を指すものと思われる。

オ 譲渡価格をめぐる財産経営課と成光舎側との折衝は、その後も1月31日、2月25日、3月5日、同月17日に行なわれた。成光舎側の主張は、「県有地だけでは接道幅6mが確保できず中高層共同住宅は建築不可で、戸建住宅しか建築できない筈だ」というものであった。県側は不動産鑑定士への再調査依頼および横浜市への紹介(3月6日)を踏まえて、「県有地だけで中高層共同住宅は建てられる」ことを確認し、提示価格が不満ならば一般競争入札による、という原則を説明した。

また成光舎側は4月18日には、県の提示額の根拠となった鑑定書の基準日(20 13年11月1日)から期間が経過したことを理由に再鑑定を要求したが、県はこれ を拒否している。(**甲16~20**)

カ 以上のとおり4月18日までは成光舎側の圧力に県側が耐えて、不当な交渉を拒否 して来たように表面的には見えるが、5月8日から同月22日までの間に県の方針変 更が行なわれた。 その内容は、前回の評価時点の後、「著しいい情勢の変化(建築資材、人件費の高騰等)があった」という理屈をつけて、成光舎の要求するとおり「再鑑定」を、同社が ①再鑑定の結果について異論を唱えない、

- ②再鑑定の過程や方法等を問わない、
- ③売買契約には、10年間の用途指定として保育所の設置を規定する
- ――という三条件を呑むことを要件として実施する、

というものであった。(甲21、22)

成光舎は5月29日、この条件を呑み、前2回とは別の鑑定業者((有)鈴木組合不動産鑑定所)による再鑑定が依頼された。(**甲23**)

* 「再鑑定」の結果2014年7月1日を評価時点とする本件土地の評価額(限定価格)は、388,564,000円と、従前の評価額(457,085,787円)より68,399,181円(約15%)も大幅にダウンした。(**甲24**)

成光舎は7月29日にこの評価額を提示され了解した。また県側が、「契約書に所有権移転後10年間の用途変更及び第三者への譲渡禁止を記載する」ことを求めたのに対しても、これを了解した。(甲25)

ク 本件土地売買契約に関する県と成光舎との交渉は実質的にはこの日に終ったが、その後成光舎からの譲渡申込(8月29日、**甲26**)、県からの譲渡通知(9月10日、**甲27**)を経て2014年12月10日付で本件「県有財産売買契約」が成立するに至った。

その内容は、7月29日に確認したとおり 売買金は388,564,000円(第2条) 所有権の移転および引渡の時期は代金の完納日(第5条、7条)とするほか、

「引渡しの日から10年間、保育所及び学生寮等(以下「指定用途」という。)に供するものとし、その他の用途に供してはならない。|(10条1項)、

「前条に定める期間が満了するまでは、甲が認める場合を除き、売買物件の全部また は一部の所有権を第三者に移転してはならない。」(11条1項)

「甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を要せず、この 契約を解除することができるものとする」(12条~1項)

の各事項が記載された。(甲28)

ケ この売買契約にもとづく代金の納付ならびに所有権移転登記および物件の引渡は2015年1月29日付で行なわれた。(甲35-1)

(4) 買主成光舎の違約およびこれに対する県の対応

ア 成光舎は本件土地の所有権名意義を取得した 2 0 1 5 年 1 月 2 9 日に、同日付売買を原因として、本件土地とこれに隣接する自社所有地を(株) S J に転売した。(株) S J (東京都目黒区内幸町 1 - 1 - 7、代表取締役大澤進) は、建築工事請負や不動産業を営む会社である。

また、本件土地を成光舎から買取る契約を3月2日付で契約した、旨の情報が3月 18日までに財産経営課に入った。

その後他の業者からも、同様の情報が入ったので、財産経営課は4月23日に成光 舎から事情を聴取した。(**甲29**)

イ 成光舎側は、

- ①学生寮整備については、部屋数と同数の駐車場の整備が必要である。と横浜市に言われた。
- ②保育所の整備についても、開発許可が必要であるところ、接道義務を消すことが 出来ない。
- ――ことが契約条項を遵守できない理由であると説明した。

また、(株) S J に所有権を移転した理由について問われた点について成光舎は、翌4月24日付で「県有財産(元常盤台公舎)の譲渡について」と題する文書(甲30)を県に提出した。ただし、当該文書は情報公開にあたりマスキングが施されたため(株) S J への所有権移転の理由は不明である。

ウ 公法上の規制によって保育所や学生寮の設置が困難であるかどうかは、買受を申 出る側で調査すべき事項である。仮にそのことが契約締結後に判明したとしても、 それは随意契約を締結する理由がなかったことを意味するものに過ぎず従って契約 を解除することに帰着する筈であった。

しかし財産経営課は5月7日から14日にかけて横浜市の規制内容を調査した 上、

「売却先の転売について承諾することとし、併せて用途指定についても解除することとする」との方針を決めた。

エ その結果、成光舎と(株) S J の連名により、2015年6月2日付で本件契約第 10条による「用途指定」と、同第11条による「第三者への譲渡禁止」の各規定 の削除を願出る文書が提出され、(甲31) これに対応して同月4日付で成光舎に対 し県知事名による、「県有財産(元常盤台公舎)の用途指定の解除について(通知)」が発せられた(甲32)。これにより成光舎ないし(株)SJは本件土地を何らの制約を受けることなく、第三者に売却することができることとなったのである。

(5) 本件土地に関するその後のてん末

ア本件土地および隣接する成光舎所有地をあわせた合計3357.66㎡は一括して2016年4月23日売買契約により大和ハウス工業(株)に転売された。

イ その後同土地は4つの区画に分割され、2017年6月から2019年4月にかけて順次再転売された。(**甲35-1~4**)

4つの区画のうち、最も北側には老人介護施設が、他の3区画にはそれぞれ中層マンションが建てられて現在に至っている。

(6) 本件財務会計行為の法的問題点

- ア 地方自治法234条1項は、地方自治体が当事者となる契約の締結方法として「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売り」の類型を掲げ、同条2項において「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定している。すなわち一般競争入札が原則であり、その他の類型は、政令で定める場合にのみ許される例外と定められている。
- **イ** (地方自治法施行令) 167条の2は、随意契約が許容される場合を列挙した規 定であるが、本件に関係する条項は同条1項7号の、

「7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある とき。」以外にはありえない。

県の「普通財産の譲渡に関する取扱基準」第3条第3号が、

「地形・面積等の関係から普通財産である土地を隣接する土地の所有者に譲渡する ことにより当該普通財産の高度利用を図らせることが適当であるとき」に普通財産 の譲渡を許容しているのは、地方自治法施行令の上記規定の趣旨を具体化したもの である。

ウ 普通財産を隣地所有者に譲渡することによって当該普通財産が「高度利用」されるということは、とりもなおさず一般入札による場合よりも隣地所有者との随契による方がその譲渡価格の上昇を期待することが出来るからである。

本件の場合、一般競争入札の場合に期待し得る譲渡価格(正常化価格)よりも相当高い価格(限定価格)によるのではなく、それより低額の随意契約を締結したことが既に違法である。

エ そして、随意契約を正当化するために、横浜市長から副申書を徴して本件土地の使用目的を限定し、かつ10年間の譲渡制限条項を付けたのであるから、買主である成光舎がこの条項に違反した場合には、売主たる県は解除権を行使することにより本件土地をあらためて一般競争入札に付すべきであった。

しかるに、所定の契約解除権を行使するどころか上記使用目的制限条項および転売禁止条項をあえて削除したことは、結局本件土地をなんの法的根拠もなく無条件で随意契約により売却することに等しい。

すなわち成光舎による譲渡禁止条項当削除の申入れ(甲31)および知事名義に

よるその承諾行為(甲32)は、地方自治法234条2項に反する違法行為である。

オ この違法な行為によって県が蒙った損害は、一般競争入札が実施されていたアト すれば実現を見込むことができた譲渡価格(454,086,908円)と、成光 舎に対する現実の譲渡価格(388,564,000円)との差額65,522, 908円を下まわるものではない。

従って、上記合意の関係者のうち、すくなくとも関係条項の削除を主導した(有)成 光舎および(株) S J に対しては、県の蒙った損害の賠償を請求するよう県知事に対す る勧告を求める次第である。

カ 本件の概略は「週刊新潮」誌の2020年11月5日号(**甲36-1**)(10月2 9日発売)によってはじめて一般に知られるところとなった。

申立人は11月5日に、関係行政文書の情報公開を請求し(**甲37**)、同月24日にその公開を受けた(**甲38**)。甲1号証~33号証はいずれもこの時公開された行政文書の一部である。

これら行政文書を精査した結果、本日の申立に至った。

キ 対象となる行為(2015年6月2日~4日)から本申立まで5年余が経過しているが

「住民が相当の注意力をもって調査を尽くせば、客観的にみて、住民監査請求をするに足りる程度に、財務会計行為の存在および内容を知ることができた時」から、 「相当な期間内」における監査請求は、適法であり、本件申立はこの要件を充たし ている。

第2 事実証明書

別紙「事実証明書一覧表」記載のとおり。

以上

(別紙)

事実証明書目録

甲1	報告書	2013.6.4	財産経営課 蔵谷正人
甲 2	元常盤台公舎に関する(有)成光舎	2013.6.5	(作成者不詳)
	の要望について(総務局長への説		
	明)		
甲3	報告書	2013.7.8	財産経営課 牧野義之
甲 4	調整状況等報告書(付別紙2枚)	2013.9.4	財産経営課 牧野義之
甲 5	打合わせ結果等報告書	2013.9.13	財産経営課 牧野義之
甲 6	「元常盤台公舎 (県警)」の今後の	日付不詳なるも	(作成者不詳)
	主な取組(予定)について	9.11 と推定	
甲7	元常盤台公舎の譲渡にかかる成光	2013.9.13	(作成者不詳)
	舎社長との打合せ(総務局長への		
	説明)		
甲8	検討状況報告書	2013.10.1	財産経営課 牧野義之
甲 9	連絡調整等報告書	2013.10.4	財産経営課 牧野義之
甲 10	物件調書	2013.10.4	財産経営課
甲 11	普通財産譲渡要望書(付別紙8枚)	2013.10.11	(有)成光舎
甲 12	連絡調整等報告書(付別紙2枚)	2013.12.19	財産経営課 牧野義之
甲 13	元常盤台公舎の(有)成光舎への譲	作成者不詳なる	財産経営課
	渡予定額について	も甲 12 と同時	
		期と推定	

甲 14	(有)成光舎との連絡調整等につい	2014.1.21	財産経営課 牧野義之
	て		
甲 15	元常盤台公舎にかかる相手方への	2014.1.29	財産経営課
	対応について(検討メモ)(付別紙		
	1枚)		
甲 16	(有)成光舎との連絡調整等につい	2014.2.7	財産経営課 牧野義之
	て (付別紙2枚)		
甲 17	(有)成光舎との連絡調整等につい	2014.2.25	財産経営課 牧野義之
	て (付別紙3枚)		
甲 18	(有)成光舎との連絡調整等につい	2014.2.26	財産経営課
	て(総務局長への説明)		
甲 19	県有地(元常盤台公舎)にかかる	2014.3.12	財産経営課
	接道要件等に係る確認結果		
甲 20	(有)成光舎との連絡調整等について	2014.3.17	財産経営課 牧野義之
甲 21	元常盤台公舎の隣接地権者への売	2014.3.8	財産経営課
	却に係る対応について		グループリーダー
甲 22	元常盤台公舎の隣接地権者への売	2014.5.22	作成者不詳
	却について		
甲 23	報告書	2014.5.29	財産経営課 佐藤輝夫
甲 24	元常盤台公舎の(有)成光舎への	2014.7.23	財産経営課
	譲渡について		
甲 25	報告書(付別紙3枚)	2014.7.29	財産経営課 佐藤輝夫

稟議書(付別紙2枚)	2014.12.8	起案者
		財産経営課 佐藤輝夫
是有財産売買契約書	2014.12.10	県及び(有)成光舎
元常盤台公舎売却後の転売について	2015.4.23 と推定	作成者不詳
具有財産(元常盤台公舎)の譲渡	2015.4.24	(有) 成光舎
こついて		
具有財産 (元常盤台公舎) の用途	2015.6.3	(有)成光舎および
旨定について(付別紙1枚)		(株)SJ
県有財産(元常盤台公舎)の用途	2015.6.4	県知事
旨定の解除について (通知)		
设告書	2015.8.3	財産経営課 谷川職員
公 図写	2020.11.9	登記官
下動産登記事項証明書	2020.11.10	登記官
週刊新潮記事	2020.11.5 日号	(株) 新潮社
	および	
	11月12日号	
 丁政文書公開請求書	2020.11.5	申立人代表者
了政文書一部公開決定通知書(付 「政文書」(一部公開決定通知書(付	2020.11.19	県知事
川紙 5 枚)		
	県有財産売買契約書 一常盤台公舎売却後の転売について 具有財産(元常盤台公舎)の譲渡 一ついて 具有財産(元常盤台公舎)の用途 活定について(付別紙1枚) 具有財産(元常盤台公舎)の用途 活定の解除について(通知) 設告書 一図写 一動産登記事項証明書 一動産登記事項証明書 一政文書公開詩求書 一政文書一部公開決定通知書(付	2014.12.10 2015.4.23 と推定 2015.4.23 と推定 2015.4.24 2015.4.24 2015.4.24 2015.6.3 2015.6.3 2015.6.3 2015.6.4 2015.6.4 2015.6.4 2015.8.3 2020.11.9 2020.11.5 日号 および

以上